



4		都道府県(市)補助(予定)額					円	
国庫補助		国庫補助基本額					円	
所要額		国庫補助所要額					円	
5	財源	設置者負担金						
		国庫補助金	県(市)補助金	機構借入	寄付金	県(市)単独補助	地元市町村単独補助	その他( )
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	機構への償還者 1 理事長 2 理事等役員 3 県(市) 4 地元市町村 5 その他( )							
寄付者	理事長	理事等役員			計	予算の措置状況(都道府県市)	当初算	補正予算( )月
	千円	千円	千円	千円	千円			
6		障害保健福祉圏域名		人口	人	障害者数	人	
障害福祉圏域の状況		現在の入(通)所施設定員数		人	現在の入(通)所施設利用者数	人		
		整備後の入(通)所施設定員数		人	現在の入(通)所待機者数	人		
7	整備内容	施設種別補助金等の所管部局等			協議状況	協議施設との設置形態		
					既設・協議中	合築・併設(別棟)		
					既設・協議中	合築・併設(別棟)		
				既設・協議中	合築・併設(別棟)			
改築の場合	既存施設建設年度			年度	老朽度点数又は現存率			
	旧施設移場の	既存施設名	施設種別	小規模作業所からの移行の場合	作業所名	利用者		
8		スプリンクラー設備設置根拠		設置対象面積(既存部分も含む)	設置を必要とする理由			
9		都市部割増単価根拠		市町村の人口(10月1日現在)	人	建設予定地の土地利用状況(該当する項目に○)		
		1km当たりの人口密度		人/km <sup>2</sup>	ア.市街地 イ.田畑 ウ.山林 エ.その他( )			
10	建設用地	用地の種類	所有者	面積	用地所有者からの取得形態(取得状況)		手続状況	
				m <sup>2</sup>	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与(年額 千円)・購入予定		契約済・確約書を入手	
	立地条件	(特に住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等)					排水路関係	
							進入路関係	
11	協議全体に関する都道府県(市)の意見等		法人審査会の状況		1 既設法人[認可 年 月 日]		2 新設法人[法人審査会での審査終了年月日 年 月 日]	
			施設選定会議の状況		施設選定会議での審査終了年月日 年 月 日			
	※必ず記入すること。		県(市)担当者	課名		係名		
			氏名		電話	(内 )		

(別紙-障害者施設)

都道府県(市)名		法人名	事業(施設)種別	施設名				
単 価 区 分	事業区分(該当に○)	具体的事業内容						
	生活介護	人						
	自立訓練	人						
	就労移行支援	人						
	就労継続支援(A型)	人						
	就労継続支援(B型)	人						
共同生活援助	人							
単 価 区 分	整備内容の内訳		見積額	合見積額	必要とする理由			
			千円	千円				
	合 計							
	就 労 ・ 訓 練 事 業 等 整 備 加 算 又 は 大 規 模 生 産 設 備 等 整 備 加 算	生 産 事 業 の 内 容	生産科目	作業従事者数	作業従事職員数	受注先(名称)	年間受注額(見込み)	
				人	人		円	
			合 計					円

## 様式第4号の記載留意事項

- 1 本様式は、障害者施設整備(障害福祉課所管施設)について記載するものであること。
- 2 整備事業について、原則として1か年事業とする。
- 3 優先順位は、当年度施設整備事業全体を通じた順位とすること。
- 4 整備方針欄について
  - ・ 協議通知(事務連絡)の「優先順位を付す際の指標」のうちの該当するもの(ア、イ等)を記載すること。
  - ・ イの整備を行うもののうち福祉避難所の指定を受けている、または事業完了の日までに指定を受ける見込みのものは「福祉避難所」と括弧書きの記入を加えるとともに、指定を受けていることがわかる根拠資料等を添付すること。
  - ・ なお、優先順位を付す際の指標「シ」に記載されている「過疎・山村・離島」とは、「離島振興法」に規定する離島振興計画に基づく事業、「過疎地域自立促進特別措置法」に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業及び「山村振興法」に規定する山村振興計画に基づく事業等をいう。
- 5 整備区分欄について、耐震化等整備を行う場合は「耐震化等整備」、南海トラフ地震特別措置法第12条第4項に基づく津波避難対策緊急事業計画による集団移転促進事業に関連して移転を行う場合は、「津波避難対策」と括弧書きの記入を加えること。
- 6 設置主体名については、法人名を記入すること。(社会福祉法人にあっては、( )内に「福」と、医療法人にあっては、( )内に「医」と記入すること(その他の設置主体については適宜記入すること))
- 7 定員欄について
  - (1) 共同生活援助については、入居者の障害種別について、該当するものに○印をつけること。(両者に該当する場合には両者に○印をつける)
  - (2) 「短期入所(加算も記載)」の床数については、本体定員とは別掲とすること。
- 8 構造欄については、建造物に使用する素材を記入すること(鉄筋コンクリート、鉄骨、木造等)
- 9 特別豪雪地域、都市部特例割増単価及び奄美・小笠原・離島加算の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。  
(「特別豪雪地域」=豪雪地帯特別措置法に基づく特別豪雪地域、「都市部特例」=都市部特例割増制度、「奄美・小笠原・離島」=奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島若しくは離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域)
- 10 用地有効活用制度及び高層化特例制度の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。  
(割増加算は無し)(「用地有効活用」=既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度、「高層化」=高層化特例制度)
- 11 対象経費の実支出予定額欄の工事事務費については、本体工事の工事費の2.6%が上限であることに留意すること。
- 12 国庫補助基準額欄には、それぞれの区分毎に別途示している1事業当たり基準単価(加算を含む)を記入すること。  
なお、増築を行う場合については、区分「本体」に基準単価を記載すること。
- 13 国庫補助基本額欄には、対象経費の実支出額予定額に交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計と、都道府県(市)補助額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 14 国庫補助所要額には、国庫補助基本額に国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること)
- 15 財源欄の機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の( )内に記入すること。また、寄付者欄についても、例示以外の寄付者がいる場合は空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 16 障害福祉圏域の状況欄については、施設の所在地における障害保健福祉圏域における障害福祉サービスの需要見込み(人口、障害者数等を勘案)とサービスの提供体制(施設利用定員等を勘案)を比較するため記入するものである。当該整備が入所施設の場合には、圏域内の入所定員数等について、通所施設の場合には、圏域内の通所定員数等について、各欄にそれぞれ記入すること。
- 17 他の施設との併設状況欄については、老人福祉(保健)施設、障害者施設、児童福祉施設、保健衛生施設、県(市)単独整備施設等について記入すること。
  - (1) 施設種別については、特別養護老人ホーム、保育所等の施設種別を記入すること。(記入の際、特別養護老人ホームを「特養」と記入するなど適宜省略して記入することは差し支えない)
  - (2) 補助金等の所管部局等欄については、該当する部局名を記入すること。
  - (3) 既設・協議中欄は、該当する方を○で囲むこと。(協議中とは、施設整備について担当省庁、所管部局と協議中であることをいう。)
  - (4) 協議施設との設置形態は、該当するものを○で囲むこと。
- 18 建設用地欄について
  - (1) 用地の種類欄については宅地、農地等を記入すること。
  - (2) 用地の所有者欄については、施設(法人)との関係がわかるように、下記の例を参考に記入すること。  
(例)「当法人の理事長」、「当法人の理事」、「当施設の職員(職名)」、「当法人所有」、「〇〇市」、「〇〇町」、「〇〇会社(〇〇業)社長(当法人理事の甥)」、「個人所有(関係無)」等
  - (3) 用地の取得形態欄、手続き状況欄については、該当するものを○で囲むこと。
  - (4) 排水路関係、進入路関係欄には「問題無し」「調整中」等と記入すること。
  - (5) 立地条件欄には、住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等を記載すること(特に、地域での普通の生活を目的とする共同生活援助については、既存施設の敷地内ではなく、地域との交流が図られる立地となっていることについて記載すること)
- 19 都道府県(市)の意見等欄には、下記事項等について、簡潔に記入すること。
  - (1) 優先順位の考え方
  - (2) 整備の緊急性
  - (3) 入所施設の整備にあたっては、当該整備の必要性とともに、当該地方自治体の区域内の将来の定員数の見通し及び減少計画(内容を別に添付すること)
  - (4) その他特殊事情
- 20 添付資料について
  - (1) 改築については、老朽度調査表(共通別紙2-1又は2-2)を添付すること。
  - (2) 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。(共通別紙1、図面等)
  - (3) 法人審査結果報告書(共通別紙4)及び参考となる資料を添付すること。
  - (4) 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書(共通別紙3)を添付すること。なお、新たに施設を創設する場合、既存施設を移転して改築等する場合は、施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性等を記載した施設整備予定地の市町村長の意見書を添付すること。
  - (5) 水害対策のための大規模修繕等や移転改築等の整備を行う場合は、協議事務連絡に定める対象区域に所在することが確認できる資料を添付すること。
  - (6) その他参考となる資料等を添付すること。

## 別紙一障害者施設 の記載留意事項

- 1 「本体工事費」欄については、当該事業所において実施する事業区分に○をし、それぞれの具体的な事業内容等について記載すること(自由記述)。

(記載例)

・生活介護(定員○○名)

- 日常生活上の支援を提供  
食事や排泄等が未自立な利用者に対し、介護を通して日常生活能力を高める。
- 生産活動、創作的活動の機会の提供  
下請軽作業や手作りお菓子づくりを通して、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る。

・就労移行支援(定員○○名)

- リサイクル事業を中心に地域の企業とも結びつきを強め、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。
- 給食設備を活用した地域への給食配食サービスを通じ、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。

・共同生活援助(定員○名)

- 圏域における入所定員の減に応じて、○人分の地域移行の受け皿として、夜間において相談や日常生活上の援助を行う。利用者は、日中は主に近隣の○○において、○○の活動を行う予定である。

- 2 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算がある場合については、「就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算」欄について、以下に留意の上、記入すること。

- 整備内容の内訳には当該整備の具体的な名称(例:○○設備工事)を記入すること。
- 当該整備が生産事業等に係るものである場合には、「生産事業の内容」欄に具体的な生産科目を記載し、当該生産事業における作業従事者数、作業従事職員数、受注先の名称及び年間受注額(見込み)を記載すること。

(例)

受注先(名称)	年間受注額(見込み)
○○市役所	30,000千円
○○社	25,000千円
合計	55,000千円

- 公的機関の見積書と受注業者の見積書(公的機関で見積ができない場合は2社以上)を添付すること。
- 協議対象設備のパフレット等(コピー可)を添付すること。

### (参考)就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算の対象事業について

趣旨

- 日中活動事業を行う事業所(生活介護及び就労支援を行う事業所に限る)において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。
- 障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- 生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等
  - リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ALS等居室を整備する際の特設介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等
- なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が1億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。